



2009年度 5月試験再実施分  
金融窓口サービス技能検定

# 2級 学科試験

## 金融商品コンサルティング業務

実施日 2009年6月28日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

### 注 意

1. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編（金融商品コンサルティング業務）から構成され、問題数は共通編20問（×式10問，三答択一式10問）と選択科目編30問（三答択一式15問，語群選択式（四肢）15問）の計50問です。
2. 筆記用具，計算器具（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
3. 試験問題については，特に指示のない限り，2008年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は，乱丁・落丁，印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは，すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他，試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には，試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後，試験監督者が解答用紙を回収しますので，着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は6月28日(日)午後5時30分以降，当会のホームページに掲載します。

(<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>)

7月21日(予定)に受検者全員に合否通知書を送付するほか，当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

(<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>)

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

# 共 通 編

問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

- ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。

[10問]

- (1) 金融機関の破綻時に預金保険機構から元本1,000万円までとその利息に相当する保険金の支払を受けた預金者は、残額の預金債権を放棄しなければならない。
- (2) 個人が受け取る地方債の利子は、利子所得とされ、源泉分離課税扱いとされる。
- (3) 証券取引所とは、株式などの有価証券を売買する市場のことで、国内では東京証券取引所と大阪証券取引所の2つのみがあり、一般の株式のほか、ETFなど上場投資信託も取り扱われている。
- (4) 金融商品の選択において、金利の動向は大きな影響を与える。たとえば、今後、金利が長期間下落傾向に向かうと考える場合、一般に、変動金利預金と固定金利預金とでは、後者を購入したほうが有利である。
- (5) 転換社債型新株予約権付社債は、所有者が、一定期間内に発行企業に対し請求すれば、あらかじめ定められた条件で、その発行企業の株式に転換することができる社債である。
- (6) 定額個人年金保険は、将来受け取る年金額が契約時にあらかじめ定められており、保険料の運用が特別勘定で行われるという特徴がある。
- (7) 個人年金保険の「夫婦年金」においては、夫婦どちらかが生存中は年金受取りの権利が消滅しない。なお、夫婦のいずれか一方が死亡した場合、通常、受け取る年金額は半分に減額される。
- (8) 養老保険は、満期までに死亡したときは死亡保険金が支払われ、満期まで生存していれば満期保険金を受け取れるが、死亡保険金の額は満期保険金の額の1.5倍とされている。
- (9) 地震保険は、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没または流失による損害を補償する保険であり、補償対象が「居住の用に供する建物」および「家財(生活用動産)」に限られる。
- (10) 顧客に虚偽のことを告げて投資信託の勧誘を行ったが、当該顧客が、当該商品の購入を行わなければ、金融商品取引法で禁止されている「虚偽のことを告げる行為」に該当することはない。

【第2問】 次の各問(11)から(20)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(11) 制限行為能力者に対する金融商品販売上の留意点について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 保佐人は、当然に被保佐人を代理して金融商品取引を行うことができる。
2. 成年被後見人が後見人の同意を得ることなく、当該成年被後見人が保有する金融商品を金融商品取引業者に売却し、その金融商品取引業者が第三者に転売した場合、取消権を行使しても第三者が善意であれば、金融商品を取り戻せない場合がある。
3. 未成年者は、結婚している場合でも、親権者の同意を得ることなく金融商品取引を行うことができない。

(12) ファンド・オブ・ファンズについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託に投資する投資信託であるが、投資対象となる投資信託には、不動産投資信託も含まれる。
2. ファンド・オブ・ファンズは、運用会社や運用スタイルの分散を図ることができるため、一般の投資信託よりも分散投資の効果が期待できるとされている。
3. ファンド・オブ・ファンズの特徴として、マザーファンドと同様に信託報酬がかからないことがあげられる。

(13) 投資信託の種類と信託報酬について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般的に、株式投資信託の信託報酬は、公社債投資信託の信託報酬よりも低いといえる。
2. 一般的に、信託報酬は、日割り計算で日々信託財産から差し引かれている。
3. 一般的に、デリバティブの仕組みを利用するような複雑な投資信託は、信託報酬が高くなる傾向がある。

(14) 外国債券に投資する投資信託(外国債券ファンド)について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 外国債券ファンドは、投資対象国の金利水準が低下した場合、当該投資対象国の債券価格が下落するので、ファンドの基準価格も下落する。
2. 外国債券ファンドは、投資対象国の通貨が購入時と比較して円に対し安くなった場合、為替差損が生じる。
3. 外国債券ファンドなどに組み入れられるいわゆるソブリン債は、一般に、国債、政府機関債など、中央政府により発行・保証された債券のことをいう。

(15) MMFについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. MMFは、買付日から30日を経過せずに解約する場合には、10,000口につき10円の信託財産留保額を顧客が負担する。
2. MMFは、毎日決算・毎日分配が行われ、その分配金は、毎日、自動的に再投資される。
3. MMFの買付けは、1円以上1円単位から可能であり、通常、販売手数料はかからない。

(16) 外貨建て個人年金保険について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 外貨建て定額個人年金保険の募集・販売においては、為替変動リスクがあるため、変額個人年金保険と同様、変額保険販売資格が必要である。
2. 外貨建て個人年金保険の募集・販売においては、金融商品取引法の行為規制の一部が準用される。
3. 外貨建て個人年金保険は、年金受取時に契約時よりも円高となっていれば、運用益に加えて為替差益が得られる。

(17) 火災保険について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 火災保険は、対象とする建物の種類により、補償の範囲や補償内容が異なる。
2. 火災保険とは、火災によって生じる損害の填補を目的とする保険であるが、落雷による損害、破裂・爆発による損害、および、地震を原因とする火災による損害については補償されない。
3. 住宅火災保険の保険料は、建物の構造と所在地により区分されている。

(18) 年金払積立傷害保険の特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 年金払積立傷害保険の給付金の受取方法は、毎年一定額を受け取る定額払いや、毎年一定額ずつ受取額が増加する定額逡増払いがあるが、いずれの方法も満期時の一般勘定の利回りにより受取額が決まる。
2. 年金払積立傷害保険は、一般に、保険期間中に生じた偶然の事故により死亡したり重度後遺障害になった場合、それぞれ死亡保険金または重度後遺障害保険金が支払われる。
3. 年金払積立傷害保険は、平成14年10月以降、銀行等の窓口販売で取扱いができるようになった。

(19) 金融商品販売法に定める勧誘方針の策定について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売業者等は、当該勧誘方針を定めたときや、これを変更したときは、政令で定める方法により、速やかにこれを公表しなければならない。
2. 金融商品販売業者等は、勧誘を行う前にあらかじめ勧誘方針を記載した書面を顧客に配布する義務がある。
3. 金融商品販売業者等は、勧誘方針に、あらかじめ顧客の求めがない場合、勧誘を行わない旨を記載する義務がある。

(20) 金融商品販売法上，金融商品販売業者等が，顧客に投資信託を販売する際に説明すべき重要事項に該当するものは，次のうちどれか。

1. 中途解約時の解約手数料
2. 基準価額の価格変動リスク
3. 投資信託委託会社の信用リスク

## 金融商品コンサルティング業務編

- 1 . 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
  - ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
- 2 . 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。 [15問]

(21) X金融機関の資産運用相談担当者Aが、初めて投資信託を購入する顧客Bに対して行った説明について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. AはBに対して、「投資信託には価格変動リスクがありますが、複数の投資信託を組み合わせれば、確実にそのリスクを回避することが可能です」と説明した。
2. AはBに対して、「値動きのある投資信託に投資するときには、一度にすべての資金を投資するのではなく、特定の投資信託に対して、一定金額を一定期間ごとに継続して投資する手法もあり、この方法は、一般に『ドル・コスト平均法』といわれています」と説明した。
3. AはBに対して、「値動きのある投資信託であっても、長期で保有すれば、確実に価格変動リスクを回避できます」と説明した。

(22) X金融機関の資産運用相談担当者Aが、まもなく定年退職を迎える会社員Bに対して、資産運用に係るコンサルティング業務を行う際に必要なニーズの把握(情報収集)について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. Aは、Bの保有金融資産を把握することが必要であるが、その場合、Aは、X金融機関で預かっているBの資産だけではなく、他の金融機関等で運用を行っている金融商品の種類、金額および資産配分等を把握することも必要である。
2. 退職後もBが働く予定であるかどうか、年金の受取開始年齢はいつになるか等の情報は、Aが、Bのライフプランに基づいたコンサルティング業務を行っていくうえで重要な情報である。
3. Aは、Bの本籍地や家族構成のほか、年収や金融資産の額をヒアリングするなど、Bの情報を収集することが必要である。

(23) 金融商品取引業者等が、顧客に対して、ダイレクトメールにより金融商品等の広告を行う場合における金融商品取引法上の規制について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 元本超過損が生ずるおそれがある金融商品をダイレクトメールで案内する場合、その旨を当該ダイレクトメールに表示しなければならないが、元本超過損が生ずるおそれがある理由についてまで表示する必要はない。
2. 金融商品等の広告をダイレクトメールにより行う場合、当該金融商品取引業者等の商号や名称、登録番号等のほか、加入している金融商品取引業協会の名称を表示する必要がある。
3. 個別の企業の分析や評価に関する資料で、投資信託などの金融商品取引契約の締結の勧誘に使用しないものをダイレクトメールにより送付する場合、金融商品取引法上の広告等に関する規制は適用されない。

(24) 金融商品取引法上の金融商品に該当するものは、次のうちどれか。

1. 受益証券の発行されていない信託の受益権
2. 社員に個人を含む合名会社の社員権
3. 無尽

(25) 特定投資家制度について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 特定投資家以外の法人は、常に、金融商品取引業者等に契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる。
2. 金融商品取引業者等が特定投資家との間で取引を行う場合には、契約締結前交付書面の交付義務等を負わず、不確実な事項について断定的判断の提供を行うことが許される。
3. 金融商品取引業者等は、顧客からの照会に対して速やかに回答できる体制が整備されていない場合、特定投資家に対しても契約締結時交付書面の交付義務を負う。

(26) 金融商品取引法上の契約締結前交付書面に記載される事項について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 契約締結前交付書面には、当該金融商品取引業者等の商号、名称または氏名および住所に加えて、連絡先となる電話番号およびメールアドレスを必ず記載しなければならない。
2. 契約締結前交付書面には、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、金融商品取引契約に関して顧客（一般投資家）が支払うべき手数料等の種類ごとの金額および上限額を常に記載しなければならない。
3. 契約締結前交付書面には、顧客（一般投資家）が行う金融商品取引行為について、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により損失が生じることとなるおそれがあるときはその旨を記載しなければならない、その損失の額が、顧客が預託すべき委託証拠金等の額を上回るおそれがあるときは、その旨も記載しなければならない。

(27) 金融商品取引法上の契約締結前交付書面を顧客（一般投資家）へ交付する場合の交付義務が免除される場合について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 顧客に対して、契約締結前交付書面に記載すべき事項のすべてが記載されている目論見書を交付している場合には、当該契約締結前交付書面の交付義務が免除される。
2. 有価証券を買い付けた顧客が、同一の金融商品取引業者等を通じて当該有価証券を売り付ける場合には、契約締結前交付書面の交付義務が免除される。
3. 顧客と契約締結前交付書面を交付した日から3年以内に、当該契約締結前交付書面に係る金融商品取引契約と同種の内容の金融商品取引契約の締結を行った場合には、契約締結前交付書面の交付義務が免除される。

- (28) 保険業法における金融商品取引法の準用について、次のうち最も適切なものはどれか。
1. 外貨建て保険については、金融商品取引法上の広告等に係る規制の準用はない。
  2. 特定保険契約における、虚偽告知の禁止については、保険業法で規制がなされているため、金融商品取引法の定める規制は準用されない。
  3. 円建て一時払養老保険については、金融商品取引法上の契約締結時交付書面の交付義務の規定が準用される。
- (29) 金融商品取引法で規定する「断定的判断の提供等の禁止」について、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. X金融機関の窓口担当者Yが、一般投資家Aに「今後間違いなく円安になります」と言って、外貨建て預金の購入を勧誘し販売したところ、1年後には円安となって、結果としてAが利益を受けた。この場合におけるYの勧誘行為は、断定的判断の提供として禁止される行為に当たる。
  2. X金融機関の窓口担当者Yが、一般投資家Bに、将来の株価についての複数の異なる見解を示すアナリストのレポートなど適切な資料を示したうえで、「1年後には株価は上昇するとの見解もあります」と言って、株式投資信託を勧誘し販売したが、1年後には株価が下落してしまい、結果としてBは損失を被った。この場合におけるYの勧誘行為は、断定的判断の提供として禁止される行為に当たらない。
  3. X金融機関の法人担当者Zが、特定投資家Cに「今後間違いなく円安になります」と言って、外貨建て預金の購入を勧誘したが、Cは外貨建て預金を購入しなかった。この場合におけるZの勧誘行為は、断定的判断の提供として禁止される行為に当たらない。
- (30) 金融商品取引法で規定する「損失補てん等の禁止」について、次のうち最も適切なものはどれか。
1. 金融商品取引業者等が、損失を被った顧客に対して、損失額と同価値の旅行券を贈答することは、たとえそれが金銭による補てんに当たらないとしても、金融商品取引法上の損失補てんに該当する。
  2. 金融商品取引業者等が、顧客の注文内容を確認せずに、顧客の計算により有価証券の売買取引を行った結果、顧客に損失が生じた場合であっても、損失補てんを行うことは許されない。
  3. 金融商品取引業者等が、取引開始前に、顧客に対して、損失の補てんを約束しても、実際に損失補てんが行われるまでは、金融商品取引法上の禁止行為には該当しない。

- (31) 銀行法および銀行法施行規則における預金者等への情報の提供について、次のうち最も適切なものはどれか。
1. 固定金利預金における金利については、金利に関する情報を預金者等に提供する必要があるが、変動金利預金における金利の設定の基準となる指標や金利の設定方法に関する情報は、預金者等に提供する必要はない。
  2. 預金者等への情報提供は、預金等に関する情報提供に限られるため、金融等デリバティブ取引と預金等との組合せによる預入時の払込金が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合であっても、預金者等に対し、預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証がないことを説明する必要はない。
  3. 預金者等からあらかじめ承諾を得た場合、書面の交付に代えて、電磁的方法により、払戻の方法や利息の設定方法等に関する情報を預金者等に提供することができる。
- (32) 金融商品取引法と金融商品販売法等の適用関係について、次のうち最も適切なものはどれか。
1. 金融商品取引法と金融商品販売法は、ともに業者の顧客に対する損害賠償責任を規定している。
  2. 金融商品販売法の対象となっている金融商品の販売行為については、金融商品取引法が適用されることはあっても、消費者契約法が適用されることはない。
  3. 金融商品販売法は、預貯金、保険を規制対象に含むが、金融商品取引法は、投資性の高い預貯金、保険について行為規制の一部が準用される。
- (33) 金融商品取引法におけるクーリング・オフについて、次のうち最も不適切なものはどれか。
1. 金融商品取引業者等は、クーリング・オフにより金融商品取引契約を解除される前にすでに顧客に対して行った役務の提供等に関し、一定の限度で、手数料、報酬等を請求できる。
  2. クーリング・オフができるのは、契約締結時交付書面を受領した日から20日が経過するまでの期間である。
  3. 金融商品取引法上、投資顧問契約以外の金融商品取引契約は、クーリング・オフの対象として規定されていない。
- (34) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等が個人顧客（特定顧客等を除く）に金融商品を販売する際に行う重要事項の説明義務の免除について、次のうち最も適切なものはどれか。
1. 金融商品販売業者等は、過去に同一の投資信託を購入した顧客に対して、再度、同一商品につき重要事項の説明を行う必要はない。
  2. 金融商品販売業者等は、顧客が重要事項について説明を要しない旨の意思を表明した場合、原則として、当該顧客に対して、重要事項について説明を行う必要はない。
  3. 金融商品販売業者等は、顧客が証券会社の従業員であった場合は、重要事項の説明を行う必要はない。

(35) 消費者契約法における契約の取消しについて、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 事業者である金融機関が、消費者に対して金融商品の勧誘を行う際、重要事項について顧客に不利益となる事実を告げようとしたが、消費者がこれを拒んだ場合であっても、消費者契約法上、消費者は契約を取り消すことができる。
2. 事業者である金融機関が、金融商品の勧誘を行う際、重要事項に関して事実と異なる内容を告げた場合、たとえ金融機関が事実と異なることを知らなかったとしても、消費者が誤認して契約の申込みをしたときは、消費者は契約を取り消すことができる。
3. 事業者である金融機関が、金融商品の勧誘を行う際、消費者が「忙しいので帰る」と言ったにもかかわらず、担当者が引き留めて説得を続けた結果、消費者が困惑して契約が締結された場合であっても、自己の意思で契約を締結した以上、消費者は契約を取り消すことはできない。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの( )内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) 次のデータを有する企業の株価収益率(PER)は、( )倍である。

税引後当期純利益	12,000百万円
自己資本	15,000百万円
発行済み株式数	100百万株
株 価	420円

1. 2.5
2. 3.2
3. 3.5
4. 5.0

(37) 顧客AとBは、ともに投資信託「海外債券オープン(毎月決算型)」の受益者であるが、購入時の基準価額が異なるため、個別元本は[表1]のようになっている。その後、当該投資信託が決算期を迎え、[表2]のような分配を行った。なお、基準価額、分配金は、いずれも10,000口当たりとする。

[表1]

	購入時の 基準価額	個別元本	投資口数
顧客A	10,300円	10,300円	10,000口
顧客B	10,500円	10,500円	10,000口

[表2]

分配前の基準価額	10,700円
分配金	500円
分配後の基準価額	10,200円

上記の場合において、Aの普通分配金は(ア)円、Bの普通分配金は(イ)円となり、それぞれ10%(所得税7%、住民税3%)の税金が源泉徴収される。また、Aの特別分配金は(ウ)円、Bの特別分配金は(エ)円となり、この部分については非課税となる。

1. ア400      イ200      ウ100      エ300
2. ア100      イ400      ウ300      エ100
3. ア400      イ200      ウ300      エ100
4. ア100      イ400      ウ100      エ300

(38) 金融商品取引法は、適切かつ十分な利用者保護を図るための横断的法制を目的とし、(ア)を改題し、抜本的に改正したものである。金融商品取引法は、金融商品や投資サービスを幅広く対象とし、(イ)にかかわる業者を横断的・包括的に規制の対象とするとともに、利用者の知識・経験や財力に応じた投資家制度として、(ウ)を整備した。

- |             |         |            |
|-------------|---------|------------|
| 1. ア金融商品販売法 | イ投資サービス | ウ特定投資家制度   |
| 2. ア金融商品販売法 | イ金融サービス | ウ適格機関投資家制度 |
| 3. ア証券取引法   | イ金融サービス | ウ特定投資家制度   |
| 4. ア証券取引法   | イ投資サービス | ウ適格機関投資家制度 |

(39) 適格機関投資家以外の個人のうち、一定の要件を満たす者は、金融商品取引業者等に対し、(ア)ごとに、自己を特定投資家として取り扱うことを申し出ることができる。(イ)が3億円以上で、(ウ)以上の資産を有価証券、デリバティブ預金および外貨建て預金ならびに不動産特定共同事業契約に基づく権利等の投資性の高い一定の商品によって保有し、かつ、(エ)金融商品取引業者等との間で特定投資家としての取扱いを受ける対象となる契約の種類に属する金融商品取引の経験を1年以上有する適格機関投資家以外の個人は、上記要件を満たすことになる。

- |           |       |      |       |
|-----------|-------|------|-------|
| 1. ア契約の種類 | イ純資産額 | ウ3億円 | エ当該   |
| 2. ア会計年度  | イ純資産額 | ウ1億円 | エすべての |
| 3. ア契約の種類 | イ総資産額 | ウ1億円 | エ当該   |
| 4. ア会計年度  | イ総資産額 | ウ3億円 | エすべての |

(40) 特定預金等契約に関し、銀行法は、金融商品取引法を準用しており、銀行法施行規則において細目を規定している。特定預金等契約を締結する際には、(ア)に基づいた説明義務が課され、あらかじめ、顧客に対して、一定の法定事項を記載した契約締結前交付書面を交付しなければならない。もっとも、外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前(イ)年以内に、当該顧客に対し、外貨預金等書面を交付している場合で、当該顧客から、契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合などには、契約締結前交付書面の交付は必要ない。銀行法は、特定投資家を相手とする場合には一定の行為規制を適用しないとする金融商品取引法上の特定投資家制度について(ウ)。

- |             |    |           |
|-------------|----|-----------|
| 1. ア信義誠実の原則 | イ1 | ウは準用していない |
| 2. ア信義誠実の原則 | イ3 | ウも準用している  |
| 3. ア適合性の原則  | イ3 | ウは準用していない |
| 4. ア適合性の原則  | イ1 | ウも準用している  |

(41) 金融商品取引業者等が( ア )について広告をする場合には、当該金融商品取引業者等に関する一定の情報の開示が義務付けられ、かつ、一定の事項について、著しく( イ )表示などをすることが禁じられる。広告等の表示方法は、金融商品取引法に定める事項について明瞭かつ正確に表示し、特に( ウ )に関する情報は、当該広告等において他の事項の表示に用いられる最大の文字・数字と著しく異ならない大きさの文字・数字で表示しなければならない。

- |                    |           |        |
|--------------------|-----------|--------|
| 1. ア金融商品取引業の内容     | イ投資意欲をあおる | ウ手数料   |
| 2. ア金融商品取引業の内容     | イ事実と相違する  | ウ市場リスク |
| 3. ア金融商品取引業者等の財務状況 | イ投資意欲をあおる | ウ市場リスク |
| 4. ア金融商品取引業者等の財務状況 | イ事実と相違する  | ウ手数料   |

(42) 金融商品取引業者等は、金融商品取引契約が成立したときその他内閣府令で定めるときは、( ア )、内閣府令で定めるところにより、書面を作成し、これを顧客(一般投資家)に交付しなければならない。ただし、かかる書面の交付に代えて、内閣府令で定めるところにより、( イ )の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を( ウ )を使用する方法その他の( エ )を利用する方法であって内閣府令で定めるものにより提供することができる。

- |            |         |           |           |
|------------|---------|-----------|-----------|
| 1. ア遅滞なく   | イ内閣総理大臣 | ウ官報       | エ公の情報伝達手段 |
| 2. ア10日以内に | イ内閣総理大臣 | ウ電子情報処理組織 | エ情報通信の技術  |
| 3. ア遅滞なく   | イ申出者    | ウ電子情報処理組織 | エ情報通信の技術  |
| 4. ア10日以内に | イ申出者    | ウ官報       | エ公の情報伝達手段 |

(43) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等が、業として金融商品の販売に係る勧誘を行う場合には勧誘方針を定めなくてはならず、これに違反した場合には、( ア )に処せられる。また、金融商品販売業者等が、金融商品の販売を行う際に、顧客(特定顧客等を除く)に重要事項の説明を行わなかった場合には、当該顧客が被った損害を賠償する責任が生じるが、この責任は金融商品販売業者等の側の故意・過失を必要( イ )。金融商品販売法は、( ウ )をもって、当該説明義務違反によって生じた顧客の損害額と推定している。

- |        |       |           |
|--------|-------|-----------|
| 1. ア過料 | イとしない | ウ元本欠損額    |
| 2. ア過料 | イとする  | ウ顧客が支払った額 |
| 3. ア罰金 | イとしない | ウ顧客が支払った額 |
| 4. ア罰金 | イとする  | ウ元本欠損額    |

(44) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等は顧客（特定顧客等を除く）に対し、重要事項を説明しなければならない。説明すべき重要事項は、金融商品販売法に列挙されており、金融商品について元本割れもしくは当初元本を上回るリスクがある場合にはその旨およびその原因となる指標や対象者、事由、そのようなリスクを生じさせる（ア）と、金融商品に関する権利行使期間の制限または（イ）期間の制限がある場合はその旨の2つに大きく分類できる。このうち、（ア）の説明義務については、判例は、その説明の必要性を指摘（ウ）。

- |                     |      |           |
|---------------------|------|-----------|
| 1. ア取引の仕組みの重要な部分    | イ 申込 | ウ していなかった |
| 2. ア要因として考えられる経済現象等 | イ 申込 | ウ していた    |
| 3. ア取引の仕組みの重要な部分    | イ 解約 | ウ していた    |
| 4. ア要因として考えられる経済現象等 | イ 解約 | ウ していなかった |

(45) 金融商品取引法は、金融商品取引業者の兼業規制につき、（ア）とそれ以外とに分けて扱い、後者については兼業規制を課していない。（ア）ができる業務は、本来の業務である金融商品取引業に加え、本来業務に付随してできる付随業務、（イ）に届出をすれば行うことができる届出業務、および（イ）の（ウ）を得れば行うことができる（ウ）業務に（エ）。

- |                            |          |      |         |
|----------------------------|----------|------|---------|
| 1. ア第一種金融商品取引業             | イ 財務大臣   | ウ 承認 | エ 限られない |
| 2. ア第一種金融商品取引業             | イ 内閣総理大臣 | ウ 認可 | エ 限られない |
| 3. ア第一種金融商品取引業または投資運用業を行う者 | イ 財務大臣   | ウ 認可 | エ 限られる  |
| 4. ア第一種金融商品取引業または投資運用業を行う者 | イ 内閣総理大臣 | ウ 承認 | エ 限られる  |

(46) 金融商品取引法上、金融商品取引業者等に対して、業務改善命令が発動されるのは、具体的な法令違反が認められる場合に（ア）。また、金融商品取引法には罰則も規定されているところ、たとえば、（イ）を行った場合、その行為をした金融商品取引業者等もしくは金融商品仲介業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者（役職員等）は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科されるなど、一定の罰則が定められている。役職員等の違反行為が、金融商品取引業者等の業務または財産に関して行われた場合、（ウ）に対して罰金が科せられる。

- |            |                 |               |
|------------|-----------------|---------------|
| 1. ア 限られない | イ 損失補てん・利益追加の約束 | ウ 金融商品取引業者等   |
| 2. ア 限られる  | イ 最良執行方針に従わない取引 | ウ 当該役職員に対してのみ |
| 3. ア 限られない | イ 最良執行方針に従わない取引 | ウ 当該役職員に対してのみ |
| 4. ア 限られる  | イ 損失補てん・利益追加の約束 | ウ 金融商品取引業者等   |

(47) 金融商品取引法および内閣府令においては、金融商品取引業者等がその業務の運営において、「その取り扱う個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他業務上知り得た(ア)を、(イ)その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置」を講じるよう要求されている。また、「その取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について、当該情報の(ウ)を図るために必要かつ適切な措置」を講じるよう要求されている。

- |                   |              |                |
|-------------------|--------------|----------------|
| 1. ア公表されていない特別の情報 | イ他の顧客の勧誘     | ウ有効活用          |
| 2. ア資産状況等の個人情報    | イ他の顧客の勧誘     | ウ漏えい、滅失又はき損の防止 |
| 3. ア公表されていない特別の情報 | イ適切な業務の運営の確保 | ウ漏えい、滅失又はき損の防止 |
| 4. ア資産状況等の個人情報    | イ適切な業務の運営の確保 | ウ有効活用          |

(48) 金融商品取引法は、ファンドの多様化が進むなか、旧証券取引法の規制の適用対象外であった多数の一般投資家を対象とした匿名組合形式の事業型ファンドにより、投資家の被害が生じる事例が増加していたことから、集団投資スキーム持分に関する(ア)定義規定を設けて、かかる持分を(イ)とみなし、ファンドを広く規制の対象としている。ただし、出資者の(ウ)が出資対象事業に関与する場合として、政令で具体的に規定されるものなどは、規制の対象とする必要がないことから、集団投資スキームから除外されている。

- |            |         |      |
|------------|---------|------|
| 1. ア包括的な   | イ金融派生商品 | ウ過半数 |
| 2. ア投資対象別の | イ有価証券   | ウ過半数 |
| 3. ア包括的な   | イ有価証券   | ウ全員  |
| 4. ア投資対象別の | イ金融派生商品 | ウ全員  |

(49) 金融商品取引法は、契約締結の勧誘を要請していない顧客に対し、(ア)によって勧誘する行為を不招請勧誘として禁止している。不招請勧誘は、従来(イ)において禁止されていた。金融商品取引法において、この規制が適用される金融商品取引は、(ウ)である。

- |                   |          |           |
|-------------------|----------|-----------|
| 1. ア訪問または電話       | イ商品ファンド法 | ウ金融商品取引全般 |
| 2. ア訪問またはダイレクトメール | イ金融先物取引法 | ウ金融商品取引全般 |
| 3. ア訪問またはダイレクトメール | イ商品ファンド法 | ウ店頭金融先物取引 |
| 4. ア訪問または電話       | イ金融先物取引法 | ウ店頭金融先物取引 |

(50) 「預金受入金融機関に係る検査マニュアル(金融検査マニュアル)」では、顧客からの相談・苦情等に対して適切な対応がなされるよう体制を確保し、組織内における(ア)の整備と周知が求められる。また、顧客からの相談・苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示を一元的に管理する責任者として、(イ)の設置を求めている。かかる顧客からの相談・苦情等に関する管理責任者は、他の業務を兼任することが(ウ)が、その場合、営業推進部門等からの干渉を防止する態勢となっているかに留意して検証する。

- |                  |               |          |
|------------------|---------------|----------|
| 1. ア顧客説明マニュアル    | イ顧客サポート等管理責任者 | ウ禁止されている |
| 2. ア顧客説明マニュアル    | イ顧客情報等管理責任者   | ウ許されている  |
| 3. ア顧客サポート・マニュアル | イ顧客情報等管理責任者   | ウ禁止されている |
| 4. ア顧客サポート・マニュアル | イ顧客サポート等管理責任者 | ウ許されている  |